

里庄町火葬場使用料補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第 4 条の規定による火葬場使用料に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第 2 条 町長は、本町の住民基本台帳に登録されている者又はその胎児が死亡し、岡山県西部衛生施設組合井笠広域斎場（以下「斎場」という。）を使用した場合、当該死亡者の葬儀施行者に対して補助金を交付する。

2 前項の規定に関わらず、町長が適当と認めたときは、補助金を交付することができる。

(補助金の額)

第 3 条 補助金の額は、岡山県西部衛生施設組合井笠広域斎場の設置及び管理に関する条例（昭和 62 年岡山県西部衛生施設組合条例第 4 号）第 5 条に基づく別表第 1 に掲げる管内に区分されている火葬に係る使用料（胞衣、汚物、身体の一部、霊安室又は待合室に係る使用料を除く。以下「斎場使用料」という。）の額とする。

(補助金の申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、里庄町火葬場使用料補助金交付申請書（様式第 1 号。以下「交付申請書」という。）を町長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、笠岡市、井原市、浅口市又は矢掛町において既に斎場使用料を支払っている場合について申請者は、前項の申請書に火葬許可証及び斎場使用料の領収書を添えて町長に提出するものとする。

(交付決定)

第 5 条 町長は、前条の申請書の提出を受け、補助金の交付を決定したときは、里庄町火葬場使用料補助金交付決定兼額確定通知書（様式第 2 号。以下「決定兼額確定通知書」という。）を当該申請者に交付するものとする。

(補助金の交付)

第 6 条 前条の通知を受けた申請者は、速やかに里庄町火葬場使用料補助金交付請求書（様式第 3 号）を町長に提出し、町長はこの請求に基づき補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第 7 条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他不相当と認められたとき。

(その他)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。